

2020 年 8 月 13 日

愛媛県知事 中村 時広 殿

すべての医科・歯科医療機関に対する 支援金、給付金等の財政措置を求めます

愛媛県保険医協会
会長 藤田 敏博



県民の健康促進、医療の確保に向けた、貴職のご尽力に敬意を表します。

本会は、県内 538 名の会員で構成する医科、歯科の保険医の団体として、保険医療の充実、県民の健康向上のための様々な活動に取り組んでいます。

新型コロナ感染拡大の中でも、県内の医科・歯科医療機関は、患者さんと医療従事者の感染防止に最大限の注意を払いながら、日常診療を続けています。

しかし、外出自粛等による患者さんの受診手控えなどのため、医療機関は大幅な減収になっています。7 月中旬に当会が実施した県内医療機関へのアンケート調査では、医科 87.5%、歯科 83.3%の医療機関で前年 6 月に比べて患者数が減少し、受診控えが続いていることが明らかになりました。また、国や自治体に「損失への補償」、「人件費への補助」、「家賃等の補助」、「資金繰りの補助」、「納税等への猶予措置」を求める声が多数寄せられています。

社会保険診療報酬支払基金が 8 月 3 日に 5 月分の診療報酬支払実績を公表しました。当県では、「件数」で医科入院外マイナス 21.5%、歯科マイナス 13.9%、「金額」で医科入院外マイナス 17.3%、歯科マイナス 1.9%でした。新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで受診控えが広がっている結果が顕著に現れています。

多くの医療機関が経営に破綻を来しかねない状況です。特に、新規開業の医療機関では、融資の返済や家賃、人件費など固定費の負担が重くのしかかっています。

医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、非営利で公共的、公益的な役割を担っています。地域の医療機関の日常診療が立ち行かなくなれば、地域の患者さんや県民への医療提供、健康の確保に影響を及ぼします。

愛媛県保険医協会では、7 月 22 日付け愛媛新聞に「医師・歯科医師からの大切なお知らせ。感染防止対策を徹底しています。安心して受診を！」メッセージ広告を掲載し、受診控えによる健康への影響がないよう県民に受診を呼びかけました。

政府の令和 2 年度 2 次補正予算では、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が拡充され、「患者と接する医療従事者等への慰労金支給」「医療機関等における感染拡大防止等の支援」が措置されました。

しかし、この間の患者減による減収の補填は含まれておらず、感染拡大防止策を取りながら日常診療を継続していくには十分ではありません。今後、さらなる感染拡大に備え、患者・

住民への医療提供、健康確保の役割を継続して発揮していくためにも、すべての医科・歯科医療機関に対する、県独自の給付金等の支援策が必要です。

山形県では、「県全体で地域医療提供体制を維持するため」に、民間病院に支援金として 50 万円、県内すべての診療所（歯科含む）に同じく 30 万円を給付することとしています。

本県でもこれと同様の支援金、給付金等による減収補填策を行うことを含め、下記の事項を要望いたします。

記

一、県内のすべての医科・歯科医療機関に対して、支援金、給付金等による減収補填策を講じること

特に、新規開業の医療機関に対しては、融資の返済猶予、家賃・人件費の補助などの財政措置を講じること

一、国に対して、すべての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさず、日常診療を維持できるように、減収補填策を講じるよう求めること

一、県として、受診控えによる住民の健康悪化や重症化を防止するため、県民に対して、安心して医療機関を受診するよう積極的に広報すること

一、感染予防のための医療用マスク、消毒薬等の衛生材料を県において確保し、すべての医科・歯科医療機関に不足が生じた場合は迅速・確実に供給する体制を整えること

一、新型コロナ感染拡大の影響で収入が減少している県民に受診抑制が生じないよう、県独自の医療費助成や国民健康保険の減免措置を講じること

以上